

写

21消安第256号

平成21年4月6日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について（野生動物対策）

日頃より家畜衛生行政の推進に御尽力賜りお礼申し上げます。

さて、今般、日本獣医学会において国内の野生アライグマで高病原性鳥インフルエンザウイルスH5N1亜型に対する抗体が確認された事例が報告されました。

これまでも、高病原性鳥インフルエンザの感染経路の調査報告等において、野鳥や野生動物による本病ウイルスの農場への侵入リスクが指摘されています。農林水産省では、都道府県等と連携し、チェックリストやチラシ等を活用しながら、野生動物の侵入防止対策等の農場における飼養衛生管理の徹底を進めてきたところです。

今般報告のあったアライグマは、全国的に分布域が拡大していること、冬眠せず行動は夜行性や雑食性であること、木登りが得意で建物をねぐらとすることなどの特徴が知られています。このため、家きん舎へも高所から侵入する可能性があることなどにも十分留意の上、改めて生産者に対する野鳥、野生動物の侵入防止について注意喚起を行い、より一層、本病対策に万全を期していただきますようよろしくお願いします。

なお、アライグマを確認した場合には触れずに、市町村等へ駆除等の連絡をすることについてもご指導願います。